熊本市公報(契約)

第１７号

発行所　熊本市中央区手取本町１番１号
熊本市総務局契約監理部契約政策課
発行日　平成３０年４月２５日

目　次

○入札公告（一般県道　砂原四方寄線（池上工区）１号トンネル新設工事【総合評価方式】）…… 1

契約公告第２７２号
平成３０年４月２５日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成２４年規則第１０２号）第５条第１項の規定により公告する。

熊本市長　大西　一史

第１　入札全般に関する事項

１　工事概要

(1)　工事名	一般県道　砂原四方寄線（池上工区）１号トンネル新設工事【総合評価方式】
(2)　工事場所	熊本市西区谷尾崎町地内～西区島崎７丁目地内
(3)　工事概要	トンネル工（起点側明り部）、トンネル工（終点側明り部）、トンネル（ＮＡＴＭ）、付帯工事（起点側明り部）、付帯工事（終点側明り部）
(4)　工期	平成３３年３月１９日限り
(5)　予定価格（消費税分を除く。）	２，９３８，９６９，０００円

２　担当部局

(1)　契約担当部局	〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１番１号 熊本市総務局契約監理部工事契約課 電話０９６－３２８－２１１１　内線２４４２
(2)　工事担当部局	〒８６１－５５２１　熊本市北区鹿子木町６６ 熊本市都市建設局土木部北部土木センター高規格道路建設推進課 電話０９６－２４５－５０５２

３　入札手続の種類及び入札方法等

(1)　この案件は、入札手続において技術提案書（添付書類を含む。以下同じ。）の提出を求め、技術提案に対する評価（以下「技術評価」という。）と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する技術提案型総合評価一般競争入札の対象案件である。

(2)　この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者のうち、評価値の最も高い者（以下「最高評価値入札者」という。）を落札者として決定する方法（入札前審査方式）により入札手続を行う。

(3)　この案件は電子入札対象案件であり、熊本市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した手続により実施するものとする。なお、入札参加者側のシステム障害等の理由により電子入札システムを利用できない場合は、熊本市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準（平成１６年告示第５６７号。以下「運用基準」という。）の定めに従い、事前に手続きを行うこと。

４　競争入札参加資格

４者により任意に結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で、構成員は次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

(1)　共同企業体のすべての構成員が満たすべき条件

ア　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。
イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
ウ　熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成１８年告示第１０５号）第３条第１号の規定に該当しないこと。
エ　１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
オ　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 (ｱ)　資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。 a　子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 b　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 (ｲ)　人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ａについては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。 a　一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する役員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 b　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 c　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ｳ)　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ｱ)又は(ｲ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

カ　本案件の申請書提出期限日時点において、熊本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成７年告示第１０８号。以下「市指名停止要綱」という。）、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（以下「上下水道局指名停止要綱」という。）、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（以下「交通局指名停止要綱」という。）又は熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（以下「病院局指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。	
キ　熊本市税の滞納がないこと。	
右欄に掲げる条件を満たすこと 土木一式工事について	ク　熊本市に対して熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和４１年規則第１５号。以下「資格審査規則」という。）第３条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査規則第１０条に規定する有資格業者名簿に登載されている者であること。有資格業者名簿に登載されていない者は７(3)に示す手続きに従い競争入札参加資格審査を申請し、資格を有すると認められた者であること。
	ケ　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第６項に規定する特定建設業の許可を有すること。
	コ　平成３０年７月１３日（仮契約締結予定日）の１年７月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第２７条の２３に規定する経営事項審査を受け、経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の交付を受けていること。

(2)　共同企業体の代表者が満たすべき条件

ア　(1)コに規定する経営事項審査（審査基準日が直近のものに限る。）における土木一式工事の総合評定値が１，２００点以上であること。
イ　工事実績について
以下のいずれかの施工実績を有すること。 (ｱ)　元請として、平成２０年度以降に完成した、ＮＡＴＭ工法による、内空断面積（覆工後の内空面積）Ａ＝６０㎡以上かつ延長Ｌ＝８００ｍ以上のトンネル工事の施工実績を有すること。（共同企業体としての実績は、その代表者としての実績に限る。） (ｲ)　元請として、平成２０年度以降に完成した、ＮＡＴＭ工法による、内空断面積（覆工後の内空面積）Ａ＝６０㎡以上かつ延長Ｌ＝８００ｍ以上のトンネル工事の施工実績を２件以上有すること。（共同企業体の構成員（出資比率２０％以上に限る。）としての実績に限る。）
ウ　配置予定技術者について
当該工事に関し、次に掲げる条件をすべて満たす者を主任技術者又は監理技術者として配置できること。 なお、建設業法第２６条第３項及び建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任であること。更に、当該技術者は営業所における専任の技術者でないこと。 (ｱ)　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者 (ｲ)　直接かつ連続して３ヶ月以上の雇用関係を有する者 (ｳ)　監理技術者については、土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び過去５年以内に受講した監理技術者講習修了証を有すること。 (ｴ)　上記４(2)イの工事実績おいて、主任技術者、監理技術者又は現場代理人として、全工程（準備期間、工事休止期間又は後片付け期間を除く。これらの期間がある場合は、当該期間以外の全体工程に従事したことを証明する書類を添付すること。）に従事した経験を有す

ること（途中交代したものは不可。当該同種工事については、上記４(2)イの工事と同一の工事に限定しないものとする。）。
エ　共同企業体の代表者は最大の施工能力を有する者であること。この場合において、代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(3)　共同企業体の第２構成員が満たすべき条件

ア　(1)コに規定する経営事項審査（熊本市外に本店を有する者は直近のもの、熊本市内に本店を有する者は審査基準日が平成２８年１０月１日から平成２９年９月３０日までのものに限る。）において、土木一式工事の総合評定値が７８０点以上、かつ、土木一式工事の年間平均完成工事高が１億５千万円以上であること。
イ　土木一式工事において、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を３名以上雇用していること。
ウ　工事実績について
元請として、平成２０年度以降に完成した、ＮＡＴＭ工法による、内空断面積（覆工後の内空面積）Ａ＝６０㎡以上のトンネル工事の施工実績を有すること。（共同企業体としての実績は、出資比率２０％以上に限る。）
エ　配置予定技術者について
当該工事に関し、次に掲げる条件をすべて満たす者を主任技術者として配置できること。 なお、建設業法第２６条第３項及び建設業法施行令第２７条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任であること。更に、当該技術者は営業所における専任の技術者でないこと。 (ｱ)　土木一式工事について建設業法に規定する技術者 (ｲ)　直接かつ連続して３ヶ月以上の雇用関係を有する者

(4)　共同企業体のその他の構成員が満たすべき条件

ア　(1)コに規定する経営事項審査（熊本市外に本店を有する者は直近のもの、熊本市内に本店を有する者は審査基準日が平成２８年１０月１日から平成２９年９月３０日までのものに限る。）において、土木一式工事の総合評定値が７８０点以上、かつ、土木一式工事の年間平均完成工事高が１億５千万円以上であること。
イ　土木一式工事において、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を３名以上雇用していること。
ウ　配置予定技術者について
当該工事に関し、次に掲げる条件をすべて満たす者を主任技術者として配置できること。 なお、建設業法第２６条第３項及び建設業法施行令第２７条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任であること。更に、当該技術者は営業所における専任の技術者でないこと。 (ｱ)　土木一式工事について建設業法に規定する技術者 (ｲ)　直接かつ連続して３ヶ月以上の雇用関係を有する者

(5)　共同企業体結成にあたっての条件

ア　当該工事に関して、複数の共同企業体の構成員となることはできない。
イ　すべての構成員は、１５％以上の出資比率とすること。

５　総合評価に関する事項

(1)　総合評価の方法

市長は、当該契約の内容に適合した履行の確実性が低下する数値的判断基準として、(2)に規定する履行確実性評価価格を設定するものとし、総合評価は、技術提案書を提出した者に標準点１００点を与え、それに技術評価の得点の合計点である加算点（３０点満点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）及び入札価格により、以下の規定に基づき算出した評価値をもって行うものとする。

技術評価点　＝　標準点　＋　加算点

ア　入札価格が消費税及び地方消費税相当額を除いた履行確実性評価価格以上の場合

評　価　値　＝　技術評価点　／　入札価格

イ　入札価格が消費税及び地方消費税相当額を除いた履行確実性評価価格未満の場合

評　価　値　＝　技術評価点／（(履行確実性評価価格（税込）×１００／１０８）＋（(履行確実性評価価格（税込）×１００／１０８）－入札価格))

※　評価値を表示する際は、上記算式により得られた数値に対し、100,000,000（1億）を乗じ、小数第４位まで（５位を四捨五入）とする。

(2)　履行確実性評価価格は、(3)の規定により算出した履行確実性評価基準額を基礎として、当該額を下回らないように市長が定めるものとする。

(3)　履行確実性評価基準額は、次に掲げる額の合計に１００分の１０８を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に１０分の９を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に１０分の９を乗じた額とし、予定価格に１０分の７を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に１０分の７を乗じて得た額とする。

ア　直接工事費に１０分の９．７を乗じて得た額

イ　共通仮設費に１０分の９を乗じて得た額

ウ　現場管理費に１０分の９を乗じて得た額

エ　一般管理費等に１０分の５．５を乗じて得た額

(4)　(3)に定める履行確実性評価基準額の算定は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等については、千円に満たない額を切り捨てた額をもって行うものとする。

(5)　評価に関する基準

(1)の加算点の評価項目、評価基準及び得点配分は、（別添１）評価に関する基準のとおりとする。

(6)　評価内容の確保

ア　落札者となった者は、評価された技術提案の内容について施工計画書に適正に記載したうえで、これに基づき確実に施工しなければならない。

イ　技術提案にかかる設計図書および請負代金額の変更は、原則として行わない。

ウ　設計図書で施工方法を指定しない部分の工事に関して、発注者が技術提案書を適正と判断した場合においては、受注者は、その部分の工事に関する責任を負うものとする。

エ　技術提案は、提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとし、公開及び開示しないものとする。

オ　技術提案の内容が一般的に行われている状態になった場合は、他の本市発注工事において、提案者の同意を得ることなく無償で使用できるものとする。ただし、排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(7)　技術提案が達成されなかったときの取扱

ア　工事成績表定点の減点

履行義務のある提案内容について、落札者の責に記すべき事由よりにより履行できなかった場合、工事成績評定点から、履行出来なかった評価項目に応じて、その項目の配点相当を減点する。

イ　違約金の徴収

履行義務のある提案内容について、落札者の責に記すべき事由より履行できなかった場合、該当する評価項目について再評価を行い、次の式により算出した違約金に消費税相当額を加えて得た額を徴収する。ただし、違約金の額は、契約金額を上限とする。

違約金　＝　入札価格　×（１－施工後の再評価点／当初契約時点の技術評価点）

6　入札日程（※詳細については７以降を参照のこと）

(1)　入札説明書の交付期間	平成３０年４月２５日（水）から平成３０年５月１１日（金）まで（契約担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。） ・契約担当部局での配布・・午前９時から午後４時まで ・熊本市電子入札ホームページにおいては、その運用時間内
(2)　申請書等の提出期限	平成３０年５月１１日（金）正午まで ・運用基準の規定により郵送する場合は、同日までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）
(3)　設計図書の閲覧期間	平成３０年４月２５日（水）から平成３０年６月７日（木）まで 場所：熊本市電子入札ホームページ
(4)　入札説明書等に対する質問の受付期間	平成３０年４月２６日（木）から平成３０年５月２５日（金）まで（休日を除く。）の午前９時から午後４時まで
(5)　質問書に対する回答書の閲覧期間	平成３０年５月３０日（水）までに開始し、開札日までとする。
(6)　技術提案書の提出期限	平成３０年６月７日（木）までに郵送 ・同日までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）
(7)　入札書及び工事費内訳書提出期限	平成３０年６月７日（木）午後４時まで ・運用基準の規定により郵送する場合は、同日までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）
(8)　開札	平成３０年７月３日（火）１３時１５分 場所：マスミューチュアル生命ビル３階工事契約課
(9)　落札決定（予定）	平成３０年７月９日（月）頃

7　入札手続等

(1)　入札説明書の交付方法等

ア　交付方法及び場所

入札説明書は、熊本市電子入札ホームページへの掲載又は２(1)の契約担当部局での配布の方法により交付するものとする。郵送又は電送（ファックス、電子メール）による交付は行わない。

イ　交付期間・交付時間

６で示したとおり

ウ　費用

無償とする。

(2)　申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア　提出方法

運用基準の定めるところにより、電子入札システムで提出すること。持参又は電送（ファックス、電子メール）により提出されたものは受け付けない。なお、運用基準において、申請書等の全部又は一部を郵送する場合における郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとしているので、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

イ　提出期限・受付時間

６で示したとおり

ウ　送付先（運用基準の規定により郵送する場合）

封筒に入れ、表側に申請する工事名及び申請書等在中の旨を明記し、裏側の左下部に商号又は名称を記載のうえ次の宛先へ送付すること（専用郵便番号のため、住所は省略して差し支えない。）。

〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１番１号

熊本市総務局契約監理部工事契約課

エ　提出部数

１部とする。

(3)　資格審査規則第１０条に規定する有資格業者名簿に登載されていない者は、競争入札参加資格審査申請書を提出すること。提出方法等については、次によるものとする。

ア　競争入札参加資格審査申請書の交付方法及び場所

熊本市電子入札ホームページへの掲載又は２(1)の契約担当部局での配布の方法により交付するものとする。郵送又は電送（ファックス、電子メール）による交付は行わない。

イ　提出方法

郵送により提出すること。

なお、郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ウ　提出期限

６で示した申請書等の提出期限日とし、同日までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）とする。

エ　送付先

封筒に入れ、表側に参加を希望する工事名及び工事等競争入札参加資格審査申請書類在中の旨を明記し、裏側の左下部に商号又は名称を記載のうえ、次の宛先へ送付すること（専用郵便番号のため、住所は省略して差し支えない。）。

〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１番１号

熊本市総務局契約監理部工事契約課

オ　提出部数

１部とする。

(4)　競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、電子入札システムにより通知する。（ただし、運用基準の規定により紙入札移行の承認を得た者については、これを書面により通知する。）

８　競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2)　市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して３日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

９　設計図書の閲覧等

図面及び仕様書等の設計図書は、６で示すところにより閲覧に供する。

１０　入札説明書等に対する質問

(1)　入札説明書又は設計図書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（指定様式）により提出すること。ただし、具体的な技術提案に関する評価基準の適否についての質問は、対象外とする。

ア　受付期間・受付時間

６で示したとおり

イ　提出場所

２(1)の契約担当部局

(2)　(1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア　閲覧期間

６で示したとおり

イ　閲覧場所

熊本市電子入札ホームページ

ウ　閲覧時間

熊本市電子入札ホームページ運用時間内

１１　入札に参加する者が１者である場合の措置

入札に参加する者が１者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は工期の変更を行うことがある。

１２　技術提案に関する事項

(1)　技術提案書の作成

「第３　技術提案書作成要領」によるものとする。

(2)　技術提案書の提出

７(4)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、技術提案書を提出するものとする。

ア　提出方法

郵送により提出すること。

なお、郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

イ　提出期限

６で示したとおり

ウ　送付先

封筒に入れ、技術提案書に押印した印鑑と同じもので封印し、表側に申請する工事名及び技術提案書在中の旨を明記し、「親展」と記載するとともに、裏側の左下部に入札参加者名を記載のうえ、次の宛先へ送付すること（専用郵便番号のため、住所は省略して差し支えない。）。

〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１番１号
熊本市総務局契約監理部工事契約課

エ　提出部数

技術提案書提出表紙　１部とする。
技術提案書（添付書類を含む。）５部とする。
電子データ（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）１枚とする。

１３　入札方法等

(1)　７(4)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札書及び入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出するものとする。

ア　提出方法

運用基準の定めるところにより、電子入札システムで提出すること。（入力項目のうち、技術評価点（加算点）の項目については、仮の技術評価点として「０点」と入力すること。）

持参又は電送（ファックス、電子メール）により提出されたものは受け付けない。

なお、運用基準において、郵送する場合の郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとしているので、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

イ　入札書及び工事費内訳書の提出期限・受付時間

６で示したとおり

ウ　送付先（運用基準の規定により郵送する場合）

封筒（長形３号）に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、表側に申請する工事名及び入札書在中の旨を明記し、「親展」と記載するとともに、裏側の左下部に入札参加者名を記載のうえ、次の宛先へ送付すること（専用郵便番号のため、住所は省略して差し支えない。）。

〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１番１号
熊本市総務局契約監理部工事契約課

(2)　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　入札執行回数は、１回とする。

(4)　工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

１４　ヒアリングの実施

提出された技術提案書について、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。その場合の実施日時及び場所については、別途通知する。

１５　開札等

(1)　入札書は６で示した日時及び場所において開札し、工事費内訳書は入札書の開札後に落札候補者のみの確認を行うものとする。

(2)　到達した入札書及び工事費内訳書は、差し替えをすることができない。

(3)　一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。

(4)　１３の方法によらないで提出された入札書及び工事費内訳書、入札書提出締切日時（運用基準により郵送する場合は、入札書提出締切日）までに到達しなかった入札書及び工事費内訳書並びに工事費内訳書が添付されていない入札書は、無効とする。

(5)　落札候補者について工事費内訳書を確認し、記載金額が入札金額と著しく異なる等、工事費内訳書に不備がある場合は、当該入札書は無効とする。

(6)　予定価格を上回る価格を提示した入札は、無効とする。

(7)　無効とした入札書及び工事費内訳書は、返却しないものとする。

１６　落札者の決定方法

(1)　評価値は５(1)により算出するものとし、評価値が最も高い者を落札者として決定する。

(2)　落札者となるべき者が２者以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

１７　技術提案の評価結果の通知

提出された技術提案について、評価の結果、加算点を付与する対象となる項目及び対象とならない項目を、当該技術提案書を提案した入札参加者（入札を辞退したもの及び開札日前日までに入札参加資格を喪失したものを除く。）に対して通知するものとする。

１８　入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果（各入札参加者の技術評価点、評価値、入札金額及び履行確実性評価価格）について工事契約課での閲覧及びインターネットにより公表を行うものとする。

１９　落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1)　入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、市長に対して、落札者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2)　市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

２０　苦情の申し立て

本件の入札手続きに関し、「熊本市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要領」に基づき、熊本市入札等監視委員会に対して苦情を申し立てることができる。

２１　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金

免除とする。

(3)　契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第２２条に定めるところにより、納付を要するものとする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4)　入札の無効

ア　熊本市工事競争入札心得（平成２年告示第１０７号）第５条に掲げるもののほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時において指名停止を受けている者その他の落札決定の時において競争入札参加資格のない者は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

イ　アにかかわらず４(1)オに掲げる条件において示した基準に該当する１者を除くすべてが６に示した申請書等の提出期限の翌日から起算して３日（休日を含まない。）までに申請書等を取り下げた場合は、残る１者の入札は有効として取り扱うものとする。

ウ　提出期限までに技術提案書の全部又は一部が到達しなかった場合及び技術提案が一つも記載されていない評価項目がある場合は、競争入札参加資格がないものとし、当該入札を無効とする。

エ　技術提案書に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該入札を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、市指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5)　申請書等及び技術提案書に関する事項

ア　提出期限までに申請書等が到達しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ　申請書等及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ　提出された申請書等及び技術提案書は、返却しない。

エ　提出された申請書等及び技術提案書は、競争入札参加資格の確認及び技術評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ　提出期限後における申請書等及び技術提案書の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市長が審査上必要があると認めるときは、提出者は、市長の指定するところにより、申請書等を補完する挙証資料を提出するものとする。

カ　申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格がないものとし、又は落札決定の取消し、契約締結の保留若しくは契約の解除等の措置をとるとともに、市指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6)　競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から落札決定までの間の期間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。

この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(7)　落札者の決定後契約締結までの間に、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）」等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合等、落札者が４に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8)　配置予定技術者の確認等

ア　申請書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合において当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして市長の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。

イ　他の工事を受注したことを理由として配置予定の技術者を変更することは認めないものとする。

ウ　申請書等提出期限日において、本市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。）が発注する他の案件（開札が執行されていないもの。）に配置することを予定している技術者を本件の配置予定技術者とすることはできないものとする。ただし、申請書を提出する案件数以上の技術者数を申請書等に記載している場合は、この限りでない。

エ　申請書等に複数の配置予定技術者を記載している場合において、入札参加資格要件を満たさないと評価された者は技術者として配置することはできない。この場合、申請書等に記載している技術者（要件を満たさないと評価された者を除く。）の数が、申請書を提出した案件数を下回ったときは、競争入札参加資格がないと認めるものとする。

(9)　申請書等の提出並びに入札にあたっては、入札心得及び運用基準を熟読のうえで行うこと。また、電子入札システムの操作方法については、熊本市電子入札ホームページに掲載するマニュアル等を参照のこと。

なお、熊本市電子入札ホームページのＵＲＬは、次のとおり。

http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/

(10)　契約条項を示す場所

２(1)の契約担当部局

(11)　当該競争入札に付する工事は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に該当するので、落札者とは仮契約を締結し、市議会の議決を経た後に正式契約となるものである。なお、議会の議決を得られなかったことにより落札者に損害が生じても、本市は、一切その責を負わない。

(12)　以上のほか、詳細は入札説明書による。

２２　Summary

Name of Construction:

Newly organized construction work on the general prefectural road Sunaharayomogisen (Ikegamikou-ku) No. 1 tunnel (Overall Evaluation Method)

Deadline for submission of bidding documents and breakdown of construction cost:
By electronic bidding system: June 7th, 2018 (Thursday), reception hours by 4:00PM
By post: Documents must arrive by day of deadline.

Department in charge of contract:

1-1, Tetorihoncho, Chuo-ku, Kumamoto City, 860-8601
Construction Contract Section, Contract Management Department
General Affairs Bureau
Kumamoto City
TEL: 096-328-2111 EXT: 2442

別添１　　評価に関する基準

工事名：一般県道　砂原四方寄線（池上工区）１号トンネル新設工事【総合評価方式】

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">評価項目</th><th>評価内容</th><th>評価基準及び配点</th><th>得点</th></tr>
<tr><td>工事目的物の性能・機能</td><td>①トンネル覆工コンクリートの品質確保について</td><td rowspan="4">評価項目①～④についてそれぞれ最大５つまで技術提案を求め、その提案内容について１提案ごとに評価</td><td rowspan="4">（評価する場合）
標準（※3）より優れた手法、品質の向上において高い効果が見込まれる手法である場合

配点１．５点

（評価しない場合）
標準（※3）と同程度または標準（※3）より劣る手法、品質の向上の効果が小さいまたは効果が見込めない手法である場合

配点　０点</td><td>／7.5点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">技術提案</td><td>②トンネル掘削時の地質変化への対応や切羽及び支保構造の安定について</td><td>／7.5点</td></tr>
<tr><td>社会的要請</td><td>③工事現場内（仮設備ヤード～起点坑口間を含む）（※1）における騒音、振動、濁水等の環境対策について</td><td>／7.5点</td></tr>
<tr><td></td><td>④工事用道路（※2）を対象とした近隣住民の負荷軽減について（工期短縮を含む）</td><td>／7.5点</td></tr>
<tr><td colspan="5">合　　計</td><td>／30.0点</td></tr>
</table>

語句の定義

（※1）工事現場内（仮設備ヤード～起点坑口間を含む）：設計図書に示す工事現場範囲図に記載の工事現場内をいう。
（※2）工事用道路：設計図書に示す工事用道路の管轄図のうち熊本市が管理するものをいう。
（※3）標準：設計書、仕様書、関係法令に基づき行う内容